

平成27年度の医療費の状況について

全国市町村職員共済組合連合会の統計で、平成27年度における1人当たりの医療費年額が奈良県は全国47道府県中、組合員が最下位、被扶養者が42位という結果になりました。

共済組合の短期経理は、組合員と被扶養者の皆さんの病気がケガ、出産、死亡、休業などに対して給付を行う経理ですが、その収入は、主に皆さんの掛金と所属所からの負担金及び全国市町村職員共済組合連合会からの調整交付金及び特別調整交付金（各都道府県市町村職員共済組合等からの拠出金で運営）で賄われています。

（全国）上位5位と奈良県

区分	組合員1人当たり医療費年額（円）			
	組合員分		被扶養者分	
1	愛知県	98,072	富山県	86,180
2	群馬県	98,354	福井県	99,694
3	長野県	98,522	東京都	105,072
4	鳥取県	98,953	石川県	111,921
5	静岡県	102,782	静岡県	113,556
	奈良県	47位 131,580	42位 152,563	
	全国平均	112,039	全国平均	131,496

上記の組合員1人当たり医療費年額は、入院・外来・歯科・調剤の共済組合支払額の合計額で算出しています。

組合員
1人当たりの
医療費年額
**奈良県
ワースト1位**
(平成27年度)

調整交付金、特別調整交付金は、掛金率が一定基準（基準率）を上まわった率に対して交付されるものですが、全国的な医療費の増加に伴い基準率が上昇傾向にあり、徴収する掛金額も増えることとなり皆さんの負担がより一層重くなっています。

共済組合では、交通事故の治療費の求償や公費負担医療受給者調査による附加給付調整、柔整・鍼灸・マッサージ等の内容審査を実施し適正化に取り組んだり、保健事業では、健診や各種講座の開催などにより疾病予防に取り組んでおりますが、今後においても、更なる医療費等の増加も見込まれ組合員の負担の増加が予測されますので、皆さんも短期給付財政の現状をご理解いただくとともに、医療費への関心をもっていただき、前述のとおり医療費の節約にご協力いただきますようお願いいたします。

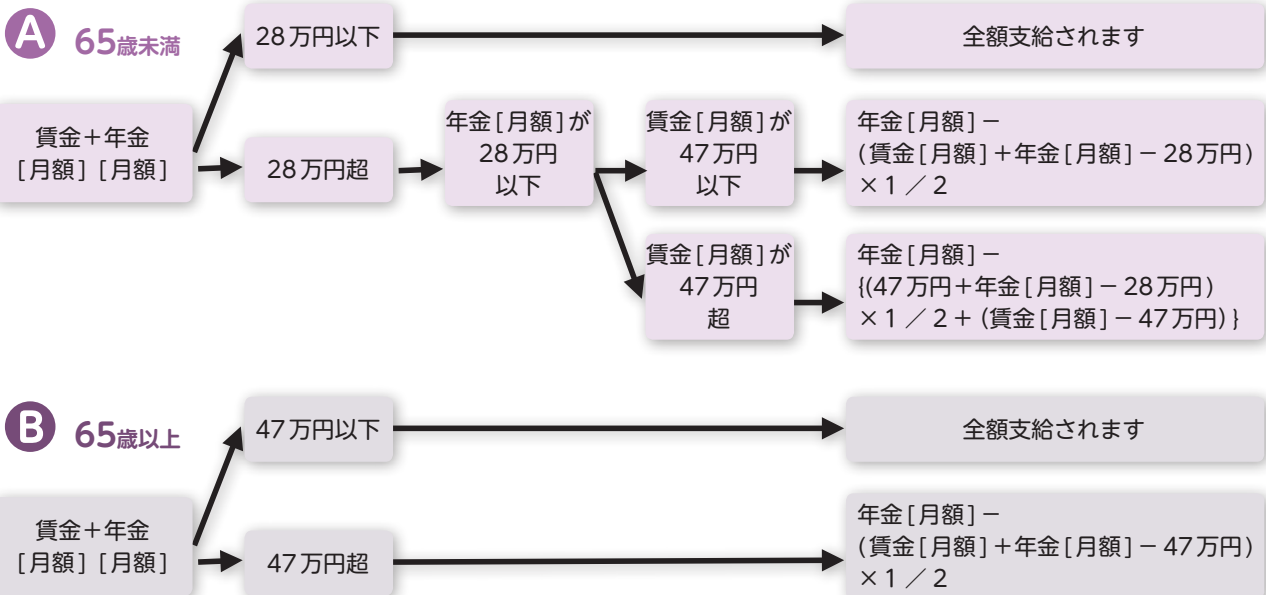
年金 Q&A



「在職老齢年金について」

Q 公務員を定年退職後、市町村役場か民間会社に再就職（厚生年金保険加入）する予定です。年金支給額はどのように計算するのですか？

A 計算方法は以下の図のようになります。ただし、受給権者が65歳未満（A）か、65歳以上（B）かによって計算方法は異なります。



(注1) 賃金[月額]は「①給料（＝標準報酬月額等）」と「②直近1年間のボーナス（＝標準賞与額）の1/12」の合算額です。直近1年間のボーナスには、公務員であった間に受けた期末手当等も含まれます。
 (注2) 年金[月額]は老齢厚生年金の年額（退職共済年金（経過的職域加算額）の額、加給年金額を除く。）の1/12の額です。
 (注3) 28万円・47万円は平成28年度の額。賃金や物価の変動により改定されることがあります。